

内閣府 補足説明資料

平成 27 年 1 月 9 日

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■ 1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■ 2 主唱及び参加省庁等

| | |
|--------|------------------------|
| ・主唱 | 内閣府 |
| ・参加省庁等 | 各省庁、都道府県、市区町村 |
| ・協力団体 | 25 団体(青少年育成関係団体 等) |
| ・協賛団体 | 59 団体(業界団体、業界自主規制団体 等) |

■ 3 重点課題

■ 重点課題 1 インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■ 重点課題 2 有害環境への適切な対応

■ 重点課題 3 薬物乱用対策の推進

■ 重点課題 4 不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止

■ 重点課題 5 再非行(犯罪)の防止

■ 重点課題 6 いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

■ 重点課題 7 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

青少年のインターネット利用環境づくり フォーラム

平成26年6月
内閣府

26年度事業の概要

事業概要：地域における青少年のインターネット環境整備に係る各種取組を支援するため、全国を6ブロックに分けて、教職員・保護者等の地方で活躍するキーパーソンを対象とするフォーラムを開催する。

開会時期：平成26年8月～12月

開催箇所：全国6カ所

参加人数：各ブロック200～300名（予定）※各ブロックの状況により変更

開催内容：青少年のインターネット利用環境は、近年スマートフォンやタブレット等に代表される新しい機器の登場等により著しく変化しており、青少年及び保護者等が安全に利用できるよう早急な対策が必要。そのため、国・地方公共団体・民間団体が一体となって、関係機関・団体の取組を支援するフォーラムを開催。

国

国による啓発

地

地方公共団体等による啓発

民

携帯電話事業者・SNS事業者等、民間団体による啓発

26年度開催ブロック及び開催地

平成26年8月～26年12月までに全国6カ所で開催。

- 北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、**秋田県**、山形県、福島県
- 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、
山梨県、
- 東海・北陸・信越ブロック：**新潟県**、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、
静岡県、愛知県、三重県
- 近畿ブロック：滋賀県、京都府、大阪府、**兵庫県**、奈良県、和歌山県
- 中国・四国ブロック：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、**徳島県**、香川県、愛媛県、
高知県
- 九州・沖縄ブロック：福岡県、**佐賀県**、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

4

26年度実施スケジュール

| 日 程 | 開 催 地 | 会 場 |
|-----------|---------------|-------------------------|
| 8月6日(水) | 徳島県 (徳島市) | とくぎんトモニプラザ |
| 10月8日(水) | 佐賀県 (佐賀市) | アバンセ佐賀県立生涯 学習センター |
| 11月14日(金) | 神奈川県 (横浜市) | 横浜情報文化センター |
| 11月28日(金) | 兵庫県 (神戸市) | 神戸クリスタルホール |
| 12月5日(金) | 新潟県 (三条市) | 燕三条地場産業振興センター リサーチコア |
| 12月12日(金) | 秋田県 (秋田市) | 県生涯学習センター |

5

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること



1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、**青少年にとって欠かせない存在**となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、**青少年の健全な成長に悪い影響を与える情報**にも、触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、**友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれる**こともあります。例えば、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、**犯罪の加害者側になる**こともあり、行為によっては**罰せられる**場合もあります。

このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を実現するため、「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律**（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、**保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切**です。

◎お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努める**こととされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

● 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



お子様の将来のために

インターネットを「**使いこなす力**」は、これからの社会で必要不可欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、**賢く有効に**使わせましょう。

そのためには、**お子様の成長に合わせて、インターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付けさせることが大切**です。

2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にどのような機器を持たせていますか？ どのようにインターネットを利用させていますか？
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？（例えば、街なかの無線LAN回線（Wi-Fiなど）を利用することはありますか？）
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合っ**てルールを決めていますか？** フィルタリングなどを設定していますか？

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、**携帯音楽プレイヤーでもスマートフォンと同じようなサービスやアプリを利用できる機器**があります。



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



ゲーム機



タブレット型携帯端末



携帯音楽プレイヤー

インターネットに接続できる機種もあります

- 上記のような**モバイル端末の普及**により、**お子様のインターネットの使い方が急激に変化**しています。メール、ゲーム、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、チャットや掲示板（特に書き込み）、交流サイト（特に知らない人）、ゲームやアプリでの課金など、**保護者が気づいていない使い方**をしていませんか？

□ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニケーションアプリが急速に普及しています。複数で利用できることから**トラブルも発生**しています。また、見知らぬ人との出会いにつながる可能性がある「**IDの取得**」には注意が必要です。

□ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、**車の通る道路や駅のホームで歩きながら、自転車に乗りながら**、端末を操作する人が増えています。意識が画面に集中することで**視界も狭くなり**、他人やモノにぶつかり、**大怪我をしたり、怪我をおわせたりするような事故**も増えていることから注意が必要です。

□ 店舗などでの無線LAN回線（Wi-Fiなど）の利用

近年、**コンビニや公共施設**などで、無線LAN回線（Wi-Fiなど）を無料提供する場所が増えています。**遊びに出た先で利用している可能性**もありますので、無線LAN回線（Wi-Fiなど）でも安全に使えるように親子で工夫しましょう。【3-(3)-Bを参照】

□ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、**意識せずに長時間利用する人が増えています**。

お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、**怒って追い込むのは逆効果**。**親子のコミュニケーションを増やしなが**ら見守りましょう。

3 保護者ができる3つのポイント

(1) 適切にインターネットを利用させましょう。

● ネットデビュー ～初めてインターネットを利用させる場合

お子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術・情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。

● 新しい機器をお子様を持たせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、**何のために必要なか、どのように使うのか、目的やルールを話し合**いましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、**目的を明確に**しましょう。また、**機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定**しましょう。例えば、**お子様向けに機能を制限した携帯電話**などを使用することも有効な手段の一つです。

モバイル端末は、保護者の目が行き届きにくくなるため、お子様の成長に合わせて、使用させましょう。

保護者が使っているモバイル端末はすべての情報が取得可能です。**そのまま貸し与えたり、使わなくなったモバイル端末を持たせる場合には、お子様の利用環境に応じて、インターネット接続機能を制限して、自由に決済ができないようパスワード管理を**しましょう。

また、**アドレス帳などの保護者の個人情報**は、必要に応じて削除するなど、**適切に管理**しましょう。

● 持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、**こまめに利用状況を確認**しましょう。

お子様専用の機器として持たせる場合も、**保護者が貸して使わせているという意識付けをすることも有効な方法の1つ**です。**保護者の見守りが必要な機器**であることを、最初にしっかり伝えましょう。

● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす**知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているか**を見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、**インターネットを利用させる範囲やサービスを広げて**いきましょう。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、**保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用**できるよう、**お子様を見守るためのツール**です。

フィルタリングで制限されてしまう**サイトやアプリを使いたい場合**でも、フィルタリング自体を解除するのではなく、**特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」**することが可能です。

(2) 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

チェックを入れて確認してみましょう。

お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう。
一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。

お子様と話し合ってルールを作りましょう。
なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方向的に押し付けるのではなく、**インターネットを使う目的をはっきり**させましょう。

お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。
お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、**お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合**いましょう。

ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。
一時利用禁止など、**ルール違反があった場合のルールを事前に決めておく**ことで、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し合いましょう。

トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。
お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

友達との保護者と連携しましょう。

コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、**子ども達同士のトラブル**が発生しています。**保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルールを作る**など、**学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組**が大切です。

家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。

- ・お子様と一緒に、**きちんと守れるルール**を作りましょう。
- ・**ルール違反が明確になるルール**を作りましょう。
- ・ルールを**気分だけで運用しない**ようにしましょう。

● ご家庭のルールの具体例

- ・困ったときは**すぐに相談**する。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを**強要しない**。
- ・インターネットを使わない子を**仲間はずれにしない**。
- ・利用する**場所や時間帯**を決める。
- ・パスワードは**保護者が管理**する。
- ・お金がかかる場合は**事前に相談**する。
- ・**名前、顔写真、学校名**などは書き込まない。
- ・**知らない人のメール**に返信しない。
- ・**ルールを破ったら、一時利用禁止**とする。



● ソーシャルメディアの利用について

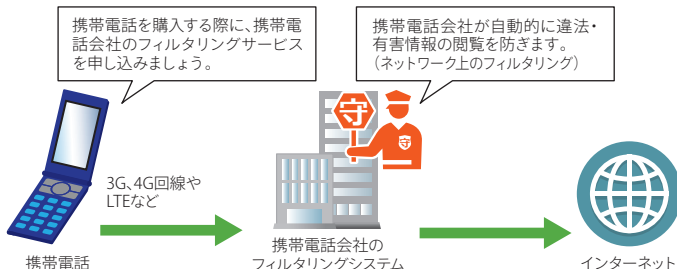
ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「**公共の場所**」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様には、**情報モラル**などを身につけて、**ルールやマナーを守って利用**させましょう。

- ・**個人情報**を書き込まない。
- ・他人を誹謗中傷する書き込みを**しない**。
- ・**不確かな情報**に注意する。など

(3) お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

A 携帯電話を持たせる場合



● 購入のときに18歳未満の青少年に使用させることを伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社に**その旨を伝える義務**があります。

携帯電話会社は18歳未満の青少年が使用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、**フィルタリングサービスを提供する義務**があります。

B スマートフォンを持たせる場合

購入時にお子様を使用させることを申し出て、**①携帯電話会社のフィルタリング**を利用するとともに、**②WEB(ブラウザ)用**と**③アプリ用**の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを導入・設定しましょう。

スマートフォンは、**①携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)**に加えて、**②無線LAN回線**を使ってインターネットに接続することができます。

ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

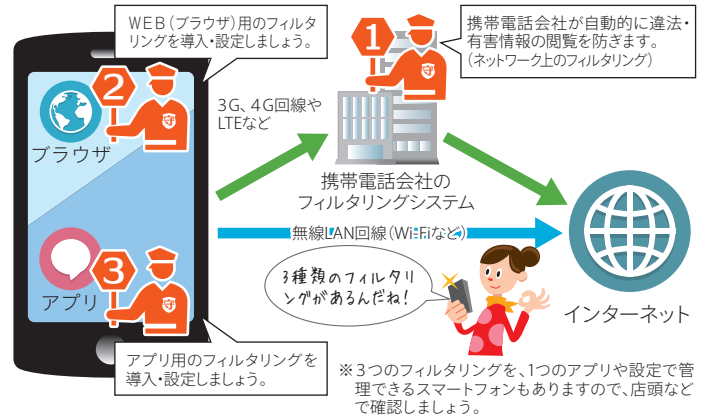
1 携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)

2 ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)を使ってインターネットに接続する場合

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、**①フィルタリングが適用されない場合があります。**お子様のスマートフォンに**WEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)**、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

安心してネットが
使えるように
フィルタリング設定
お願い!



3 アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、**様々な機能やサービスを提供するアプリ**があります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、**①や②のフィルタリングが適用されない場合があります。**

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、**アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)。**

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、**機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法**があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、**購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認**しましょう。

◎「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

危険なサイトに行かないようにする「**フィルタリング**」

- ・個人情報盗むなりましサイト
- ・架空請求などを目的とするサイト
- ・犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ウイルスファイルをまき散らすサイト



- ・健全な運営状態にあるサイト
- ・許可リストにあるサイト
- ・その他、安心な一般サイト

フィルタリング



危険なものの侵入を防ぐ「**ウイルス対策**」

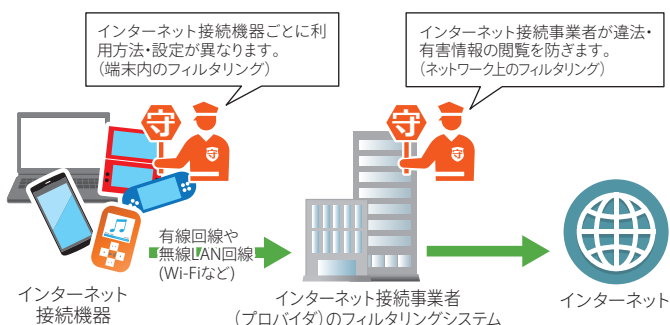
- ・ウイルスなどの不正プログラム(不正アプリを含む)
- ・ウイルスなどが仕込まれたメール
- ・アドレス帳など、個人情報へのアクセス



- ・一般的なメールやメルマガ
- ・友人や知人からのメッセージ
- ・信頼できるアプリ など

ウイルス対策

C パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合



● お子様に機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、**どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用**しましょう。

タブレット型携帯端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同じような**アプリやサービスを利用できるもの**もあります。お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか? 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、**普段の会話の中で確認**しておきましょう。

◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

4 チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

3つのポイント

チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- 適切にインターネットを利用させましょう。
- 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
- お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

● お子様を見守りましょう

- 使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。
- 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使いこなす力」がどの程度身につけているのか見極めましょう。
- お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービスの範囲を広げるなど、インターネットを利用させる環境を段階的に整えていきましょう。
- お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、一緒に利用してみましょう。お子様の方が詳しい場合でも、見守ることが大切です。
- 保護者の心配な点を伝え、お子様自身に考えさせてみましょう。

● お子様と会話をしましょう

- お子様と顔を合わせて、普段の出来事やインターネットの使い方について会話をしましょう。
- 表情を見ながら会話することで、過度の利用で寝不足になっている、トラブルに巻き込まれて落ち込んでいるなど、お子様の「サイン」を見つけることが大切です。

◎最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なインターネット利用を推進する非営利団体です。
ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

<http://good-net.jp/>

安心協

スマートフォンは
こちらから→

検索



● 利用者情報や課金などについて

- 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせずに、すぐに相談するように伝えましょう。
- アプリを利用する際には、プライバシーポリシーなどを読み、取得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。また、意図せずに、電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を適切に変更しましょう。
- フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実に管理しましょう。
- 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。ゲームなどの課金について、お子様と話し合しましょう。



インターネットの安全で便利な
使い方もっと教えてほしい!
保護者も、スマホを実際に使って、
一緒に学んでほしい!

● 保護者自身が気を付けること

～お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。

- お子様はインターネットを「使いこなす力」を身につけるためには、**お子様が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整える**必要があります。お子様とともに、**保護者自身がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけることが重要**です。
- お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。**保護者もお子様も、インターネットの**過度の利用には注意**しましょう。とりわけ、モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、長時間利用しがちです。節度のある使い方ができるよう、**ご家庭のルールを作ることが大切**です。

5 小さなことでも気軽に相談しましょう。

● 機器の購入時に相談窓口を確認しましょう。

インターネット接続機器の購入時は、**フィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用方法・設定**について、**相談できる窓口を確認**しておきましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インターネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、**フィルタリングサービスを求められた場合は提供する義務**があります。

● 専門機関に相談しましょう。

- ◎ 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。
違法・有害情報相談センター (業務委託元:総務省)
<http://www.ihaho.jp/>
- ◎ インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通報を受け付ける窓口です。
インターネット・ホットラインセンター (業務委託元:警察庁)
<http://www.internethotline.jp/>
- ◎ 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの警察署まで相談してください。
警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道府県警察の少年相談窓口について
各都道府県の少年相談窓口
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

● 保護者同士で相談しましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではないかなど、保護者の心配の種は尽きません。**日頃から不安に思っている事や子どもが何に関心を持っているか、また**トラブル事例**などを身近な保護者間で話題にしましょう。**

子ども達同士でルールを作らせたり、**学校、学級、地域と連携**することで防げるトラブルもあります。

- ◎ 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあっている消費生活センターなどの窓口です。
消費者ホットライン 電話 0570-064-370
- ◎ インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。
法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番)
電話 0570-003-110

人権相談

検索



違法・有害
情報相談センター



インターネット・
ホットラインセンター



各都道府県の
少年相談窓口

都道府県青少年条例制定状況及び 青少年有害図書等指定状況調査・公表

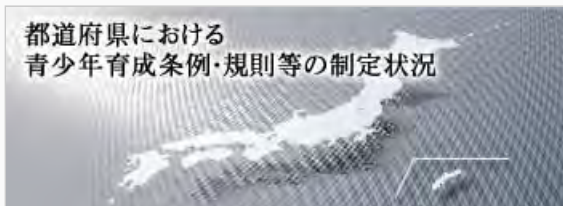
ログイン



内閣府では、各都道府県が制定している青少年育成条例等の現況の調査・公表や、同条例に基づいて、青少年の育成にとって有害とされた図書類等の調査をおこなっております。

また、青少年の育成のための取組について、調査・公表を実施しております。

都道府県における 青少年育成条例・規則等の制定状況



[各都道府県で制定している青少年育成条例や施行規則、関係条例を掲載しております。](#)

都道府県における 青少年有害指定状況の現況



[各都道府県で、青少年育成のための取組の一環としての、有害図書類等の指定状況を掲載しております。](#)

都道府県の取り組み



[各都道府県における、青少年育成のための諸々の取組について、掲載しております。](#)

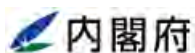
リンク集



[関係省庁・自治体や諸団体における、青少年育成に関するウェブページのリンク集です。](#)

青少年育成条例担当者変更の際は
新担当者の役職、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号をメールにてお知らせ願います。

[ウェブアクセシビリティ](#) [サイトマップ](#)



〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)

電話:03-5253-2111

Copyright©2014 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

諸外国における有害環境への法規制 及び非行防止対策等に関する実態調査研究 報告書

調査の概要

内閣府では平成13年度において、諸外国における（アメリカ、イギリス、ドイツ）有害環境への規制に関する調査研究を行った。本年度の調査はこの調査を更新するものである。

【法規制と実体制制】

表Aに法規制・制度に関する分野別の前回調査の更新を示す。また、表Bにはこれまでの青少年保護に関する関連法規と政策の変遷をまとめる。3ヶ国の法規制へのアプローチを端的に比較すると、アメリカ・イギリスは比較的きめ細かく法体系を整備し、児童ポルノを中心に青少年保護を目的とした有害情報対策として法規制の整備を行っていることである。一方、ドイツは青少年保護の観点から、独立した法体系を整備し、有害情報対策を講じていることが特徴である。

アメリカ、イギリスは法整備の実行のために、各法執行機関間の連携が進められている。この一環として、アメリカとイギリスは2013年12月に共同によるタスクフォースの設立を発表している。

アメリカでは、歴史的に、憲法上「言論の自由」の立場がとられていることから、直接的に政府がコンテンツを制作することを規制したり、違法有害情報へのインターネット上の削除等の対応を義務付ける法令はなく自主規制を原則とする。この自主規制は連邦通信委員会からの要請を契機としつつも自主的な取り組みが強調され政府機関の関与は限られている。

イギリスにおいても、違法有害情報への削除等の対応を義務付ける法令は存在しない。青少年保護を目的に制定された法律の原則が遵守されるよう政府が民間を指導する。しかしながら、サービスプロバイダーの責任を制限する法律が施行されている。これは、イギリスではフィルタリングの枠組みとその運用指針を定めた自主規制原則自体が英国情報通信庁との協議により策定されており、監視を行う機関も準政府機関であり比較的強度の政府介入が行われている。2013年7月、キャメロン首相はコンピュータやスマートフォンなどからインターネットに接続する際、初期設定でアダルトサイトへのアクセスを制限する計画を発表し、これを受け、グーグル等は具体的な対策を講じた。

ドイツでは、2003年に青少年保護法制の大幅な改正が行われ、コンピュータゲームとインターネットに関する規制が大幅に強化され、青少年メディア保護の向上に向けた法的整備がなされた（2008年10月31日に最終改正）。青少年メディア保護州際協定も同日施行された。また、連邦法である本法と州法である「テレメディア州際協定」が設けられ、イ

平成26年2月

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

表 A：前回調査の更新（その 1）

| 分野 | アメリカ | イギリス | ドイツ |
|-----|--|--|--|
| 出版 | <ul style="list-style-type: none"> 児童オンラインブライバシー保護法の改正 (2012 年) 児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) 職業ジャーナリスト協会による自主規制 児童ポルノ禁止法 (Protect Act of 2003) | <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノの禁止 (1978 年児童保護法 1 条、2 条、6 条、7 条) 児童のいかにわしい写真保持についての罰則 わいせつ出版物法 (1959 年/1964 年) 刑事司法法 (1988 年) 2003 年性犯罪法 2009 年検死官及び刑事司法改革法 | <ul style="list-style-type: none"> 刑法 130 条、131 条、184 条 (2005 年改正) 青少年に有害な文書の頒布に関する法律 (2008 年) |
| 映画 | <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) 米国 50 州のうち 36 州は独自の州法 (児童エンタテインメント法) を設定 | <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの事前格付 (1984 年ビデオ・レコーディング法) | <ul style="list-style-type: none"> 青少年保護法 3 条、11 条、12 条、14 条、15 条、18 条 (2003 年施行、2008 年改正) 映画自主規制組織 (FSK) 公共の場所における青少年を保護するための法律 (2001 年改正) |
| ビデオ | <ul style="list-style-type: none"> 児童ポルノ規制 (合衆国法典 18 編 2252 条、2256 条) エンターテインメントソフトウェアレイティング委員会によるレイティング審査 | <ul style="list-style-type: none"> コンテンツの事前格付 (1984 年ビデオ・レコーディング法) | <ul style="list-style-type: none"> 青少年保護法 12 条、13 条 (2003 年施行、2008 年改正) エンターテインメントソフトウェア自主規制機関 (USK) 青少年に有害な文書の頒布に関する法律 |

ンターネットを含むメディア上の有害情報を規制する。「青少年に極めて有害なメディア」の定義を拡大し、「全編を支配する自己目的な残酷な暴力描写」が加わった。有害なメディアの例示に、暴力描写を自己目的としているもの及び自力制裁を進めているものも加わっている。

イギリス、ドイツとも、EU 加盟国として、EU が 2011 年 12 月 17 日に施行された「児童の性的虐待及び制約的搾取並びに児童ポルノの対策に関する指令」により、2013 年 12 月 18 日までにこれに適合した国内法を定める義務が生じている（本調査時点では両国とも国内法が定められているかは確認できなかった）。

【規制に対する世論】

青少年に対する有害情報規制への世論については、アメリカは青少年を有害環境から守るために厳しい取り締まりが必要だとすることを基本姿勢としながらも、言論の自由を原則とする連邦法に軸足を置く立場もある。具体的にはオンライン上の言論を刑法で罰する法案が起草されたものの廃案になった事例もある。

イギリスは、インターネットの安全に関する団体が単に、オンラインブロッキングに限定せず、幅広く子どもとインターネットの付き合い方を政府に提言している。一方、子どもへの責任は保護者にあるという考えの下、フィルタリングを一種の「検閲」として反対するものも存在する。

ドイツは、政府が行ったアンケート調査で 91%が児童ポルノの遮断を歓迎する。一方、インターネットサービスプロバイダーに児童ポルノサイトのブロッキングを義務付ける内容を盛り込んだ法案に各界は反対運動を起し、結局、この法案は施行されたものの後に廃案になっている。反対団体は児童の性的搾取は「検閲」ではなく、より実効的な取組が必要であるとしている。

【自主規制】

アメリカでは実務上は、政府が民間企業や業界団体と協力することで民間主導の自主規制を促す。イギリスは、近年、EU 及びイギリスの情報通信政策全般において重要視される「共同規制」の概念が存在する。法制度と民間による自主的取組を組み合わせた対応となっており。ドイツは、マルチメディアサービスプロバイダーが自主規制協会を立ち上げメディア教育を進めているが、政府が「連邦青少年メディア審査会」を設立するなど、政府主導の取組が推進されている。

表 A：前回調査の更新（その2）

| 分野 | アメリカ | イギリス | ドイツ |
|------------------|--|---|---|
| 放送 | <ul style="list-style-type: none"> 電気通信法改正法（504編、505編、551編） 児童テレビプログラム（47 CFR 73.4050） 合衆国法典18編1464条の施行（47 CFR 73.3999） Child Safe Viewing Act（2008年） | <ul style="list-style-type: none"> 2003年通信法による番組基準：放送事業者が遵守すべき番組制作の基準（Ofcom 策定）。「青少年保護」「犯罪行為を誘発する番組の禁止」「公平性の確保」「正確性の確保」等の規定 | <ul style="list-style-type: none"> 放送に関する州際協定3条、7条、49条（2003年） 刑法184条 青少年保護法（2003年施行、2008年改正） テレビ自主規制機関（FSF） テレメディア改正（2007年） |
| 通信（インターネットを含む） | <ul style="list-style-type: none"> 1996年児童ポルノ防止法 1996年通信品位法 児童インターネット保護法 2006年アダム・ウォルシュ児童安全法 児童オンラインプロライバシー保護法の改正（2012年） 通信児童ポルノ通法規制（合衆国憲法42編13032条） | <ul style="list-style-type: none"> ペアレントポートの開示（2011年） サービスプロバイダーの責任制限（電子商取引施行規則2002：17節～22節） ビデオ記録（ラベリング）規制（2012年） | <ul style="list-style-type: none"> 青少年メディア保護州際協定（2003年） 刑法184条 青少年保護法（2003年施行、2008年改正） マルチメディアサービスピロバイダー自主規制（FSM） マルチメディア改正（2007年） 通信サービスの利用に関する法律（通信サービス法）第8条第2項 |
| 青少年保護に関する立法改正・組織 | <ul style="list-style-type: none"> 児童オンラインプロライバシー保護法の改正（2012年） 21世紀の児童保護法（2011年改訂） | <ul style="list-style-type: none"> 2003年性犯罪法 児童保護法の改正（2008年） EU指令による児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策法（2013年予定） | <ul style="list-style-type: none"> 青少年保護法改正（2008年） 連邦青少年有害メディア審査会（BPM） EU指令による児童の性的搾取・児童ポルノ等の対策法（2013年予定） |

表 B：青少年保護に関する関連法制と政策の変遷

| アメリカ | イギリス | ドイツ |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1984年児童保護法（適用年齢18歳に引き上げ、わいせつ性・営利性の排除） 1986年児童性的虐待ポルノ法（広告制作禁止） 1988年児童保護及びわいせつ強制執行法（コンピュータ利用による政策・頒布等禁止） 1990年児童保護復旧及び刑事強化法（3つ以上の単純所持禁止） | <ul style="list-style-type: none"> 1978年児童保護法（児童ポルノの規制、94年刑事司法及び公共秩序法により電子的データ形式での写真を含む。擬似ポルノも規制） 1984年ビデオ・レコーディング法（コンテンツの事前格付け） 1988年刑事司法（児童ポルノ、擬似ポルノの単純所持違法） | <ul style="list-style-type: none"> 1950年代旧青少年保護法、有害文書法及び放送州際協定 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 1994年刑事司法及び公共秩序法（わいせつ描写物の電氣的伝送を違法化） 1995年、1964年わいせつ物出版法 | <ul style="list-style-type: none"> 1993年刑法改正（児童ポルノの禁止） |

| | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 1996 年児童ポルノ防止法 (児童ポルノ類似物禁止。2002 年違憲確定) • 1996 年通信品位法 (品位に欠ける、不快表現物の送信禁止。1997 年違憲確定) • 1997 年性的搾取に対する児童保護に関する法律 (児童ポルノ制作等での 16 歳未満児童使用の禁止) | | <ul style="list-style-type: none"> • 1997 年刑法改正 (文書概念にデータ記憶装置を含む。児童ポルノの適用拡大) • 1997 年マルチメディア法、メディアサービス州際協定 |
| <ul style="list-style-type: none"> • 1998 年性犯罪者から児童を保護する法律 (刑事罰強化、プロバイダの通報義務化) | | |
| <ul style="list-style-type: none"> • 1998 年児童オンライン保護法 (有害情報への 17 歳未満児童のアクセス制限義務化。2007 年地裁違憲判断。現在も係争中) • 2000 年児童インターネット保護法 (学校等でのフィルタリング措置義務化。2003 年合憲確定) • 2002 年ドット・キッズ法 (13 歳未満児童に無害なサイトへの独自ドメイン付与) | <ul style="list-style-type: none"> • 2002 年電子商取引指令の施行規則 (プロバイダの責任制限) | <ul style="list-style-type: none"> • 2002 年有書表現規制の制度改革 • 2002 年青少年保護法、青少年メディア保護州際協定 |

| | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 2006 年アダム・ウォルシュ児童保護安全法 (児童誘引になる紛らわしい画像等の掲示禁止。性犯罪者の DNA サンプリング登録義務化) • 2008 年 Child Safe Viewing Act • 2011 年 21 世紀の児童保護法 • 2011 年 18 U. S. C. 2251 性的搾取から児童を保護する法律 • 2012 年児童オンラインプライバシー保護法改正 (2013 年 7 月 1 日発効) | <ul style="list-style-type: none"> • 2003 年性犯罪法 (誘引行為、児童へのポルノ閲覧、グルーミングの禁止、性的被害危険防止命令の規定) | <ul style="list-style-type: none"> • 2005 年刑法改正 (児童ポルノの条項整理と刑罰強化) • 2007 年制度改革 (テレビメディアサービスへの統一化) • 2008 年青少年保護法改正 |
| | <ul style="list-style-type: none"> • 2012 年ビデオ記録 (ラベリング) 規制 | <ul style="list-style-type: none"> • 2012 年 1 月児童ポルノアクセス法廃案 |